

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分者

産業廃棄物収集運搬業者

大分県国東市国東町1520番地

田幸建設株式会社

代表取締役 田口 幸亮

2 処分日

平成25年8月19日

3 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

4 行政処分の理由

田幸建設株式会社は、平成25年7月22日大分地方裁判所杵築支部から破産手続開始決定を受けた。

このことは、法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号イに該当し法第14条の3の2第1項第4号に規定する許可の取消要件に該当することから、許可取消処分をおこなうものである。